

○従前の国家地方警察本部長官のした定の効力の経過措置に関する訓令

〔昭29.7.1〕
〔警庁訓4〕

施行 昭29.7.1

- 1 警察法（昭和29年法律第162号）の施行の際現に効力を有する国家地方警察本部長官のした定は、同法に基き警察庁長官の権限とされている事項については、警察庁長官が別段の定をするまでの間、法令に違反しない限度において、同法に基き警察庁長官が警察庁訓令その他で定めたものとして、なお引き続き効力を有するものとする。
- 2 前項の規定に基き、なお引き続き効力を有する国家地方警察本部長官のした定のうち、国家地方警察本部に関するものは警察庁に、都道府県国家地方警察に関するものは都道府縣市警察に関する定とする。この場合において読み替えその他の経過措置に関し必要な事項は、警察庁長官が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和29年7月1日から施行する。